

令和2年度 第1回 小金井市環境審議会

日 時：令和2年7月7日（火）午後2時から

場 所：小金井市役所本庁舎3階 第一会議室

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 委員自己紹介
- 4 事務局紹介
- 5 会長・副会長互選
- 6 小金井市の環境政策の現状について
- 7 議題
 - (1) 前回会議録について
 - (2) 前回審議会でのご意見等について（資料1）
 - (3) 今年度の検討スケジュールについて（資料2）
 - (4) 第3次環境基本計画の具体的施策の検討について（資料3）
- 8 報告事項
 - (1) 令和元年度エコドライブ教習会実施結果について（資料4）
 - (2) 令和元年度環境啓発事業実施結果について（資料5）
 - (3) ダイオキシン類調査について（資料6）
 - (4) 自動車騒音常時監視調査結果について（資料7）
 - (5) 道路交通騒音・振動の要請限度調査結果について（資料8）
 - (6) 大気質調査について（資料9）
 - (7) 水質監視測定及び湧水・地下水位調査について（資料10）
 - (8) 水質監視測定及び湧水調査について（資料11）
 - (9) 令和2年度小金井市環境賞について
 - (10) 令和2年度環境政策課環境係の事業計画について（資料12）
- 9 その他
- 10 次回審議会の日程について

前回審議会でのご意見と市の考え方について

- ・前回審議会（2020年3月）では、次期計画の骨子案（→資料4参照）を提示し、新型コロナウイルス対策のため書面審査にてご意見をいただいた。
- ・頂いたご意見と、今後の計画への反映についての市の考え方は以下のとおり。

表1 前回審議会での意見と市の考え方

委員名	ご意見	市の考え方
小柳委員	<p>①基本目標と施策の全体の枠組みについて 施策や取り組みの重複部分について、整理されていると感じましたが、基本目標の順序や構成について、再度、検討いただけると幸いです。</p> <p>1：緑環境保全（緑地と景観の保全） 2：水環境保全（河川環境） 3：生物多様性保全（緑と水の生き物の保全） 4：生活環境改善（大気・水・騒音・有害化学物質など） 5：生活環境改善（ごみ・リサイクル） 6：地球環境保全（エネルギー）</p> <p>緑地（農地含む）と景観については、いっそ統合して考えても良いのではないかと感じました。市民アンケートでも、小金井市らしい景観の構成要素として、緑地（国分寺崖線や野川、寺社、農地など）が挙げられています。</p> <p>つまり、緑地の保全が、結果として、小金井市らしい景観の保全につながっていくと考えられます。もし現状のように分けて目標立てするのであれば、基本目標の順番を連続させた方が、施策同士の関連性に対する理解も深まると思いました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の8つの柱は、本市環境基本条例第8条（①緑／②水／③自然環境／④公害の防止／⑤景観・歴史的文化遺産／⑥資源・エネルギー／⑦地球環境／⑧前各号に掲げるもののほか環境の保全等に関する事）と対応しており、順序含めこのまま崩さないという認識である。 ・ただし、基本目標に基づく取組や事業を今後検討していくなかで、例えば、基本目標どうしのボリューム感や市民から見た分かりやすさ等、再編が望ましいと考えられる場合は、統合を検討する必要がある。
小柳委員	<p>②「ネットワークをつくる：○環境教育・環境学習の機会の充実」に関して</p> <p>それまでの個別の基本目標の中でも、学習や体験の機会の創出については示されているので、ここでは、「○総合的な環境教育・環境学習の機会の充実」などの表現にして、横断的な取り組みであることを強調してもよいのではないかと感じました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の変更を含め計画に反映の方向で検討する

委員名	ご意見	市の考え方
小野委員	<p>第3次小金井市環境基本計画の素案は、8ページの最後2行にある「専門的な用語の解説」や「平易な表現を活用します」など、市民や事業者にも解り易い配慮が伺われ、良い計画書と思います。そこで、少々提案します。</p> <p>8ページ進行管理のための指標の設定の最後のところ「指標の設定を行います。」で終わっていますが、「設定を行い」と「ます。」の間に「評価を実施し」を挿入することは難しいですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指標は策定後の進行管理で評価に用いることを想定している。資料の本文がそのまま計画書になるわけではないが、趣旨をふまえた計画とする。
小野委員	<p>もう一点</p> <p>9ページ基本的な考え方の中程「農業振興や」の行の「項目は」と「整理し」の間に「行政間で充分検討」を挿入する必要は無いですか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画で示す施策は庁内でも確認をとるものであり、十分検討を行うものである。資料の本文がそのまま計画書になるわけではないが、趣旨をふまえた計画とする。

第 3 次環境基本計画の検討スケジュール

○検討スケジュール

回	検討内容（次回以降は予定）
第 1 回（本日）	8 つの基本目標ごと（分野横断含む）の施策案（1 回目） ① 基本目標 2：地下水・湧水・河川の水循環を回復する ② 基本目標 6：3R 推進で循環型のまちをつくる ③ 基本目標 7：エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる →資料 3 参照
第 2 回（8 月頃）	8 つの基本目標ごと（分野横断含む）の施策案（2 回目） ④ 基本目標 1：緑を守り、つくり、育てる ⑤ 基本目標 3：都市の生物多様性を守り親しむ ⑥ 基本目標 4：安全安心で健康に暮らせる生活環境を守る ⑦ 基本目標 5：美しく住み心地のよいまちを守る ⑧ 分野横断：意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる
第 3 回（9 月頃）	次期計画の進行管理（指標、推進体制等）
第 4 回（11 月頃）	学生意見交換会及び市民ワークショップ（下記参照）の結果と、それを反映した次期計画書原案（パブコメ案）
12 月頃	パブリックコメント
第 5 回（2 月頃）	パブコメ、市民 WS（下記参照）の結果をふまえた、最終計画案・概要版
第 6 回（3 月頃）	次期環境保全実施計画、環境行動指針

【参考】今年度実施する調査・検討等

学生意見交換会 （9 月下旬予定）	小金井市の将来を担う学生たち（小学校 4～6 年生を想定）とその保護者を対象に、意見交換会を実施する。 <目的>①計画内容の周知と具体的な環境行動を促す。 ②環境や緑に関する意見を収集する。
市民ワークショップ （10 月予定）	多くの民意を計画書原案に反映することを目的として、市民を対象に実施する。2019 年度に第 1 回（小金井市の環境の将来像について）を実施済み、2020 年度は第 2 回（市民、事業者の取組について（予定））を実施する。
次期環境保全実施計画	環境基本計画の施策に基づき実施する事業及び担当課、短期の事業実施予定を定める計画であり、環境基本計画の原案（パブコメ案）をもとに検討し、最終計画案を受けて改訂する。
環境行動指針	環境基本計画に沿って、環境の保全・回復及び創出に資するための市民・事業者・市がそれぞれのとるべき行動（環境行動）を示す指針。第 1 次環境基本計画に基づき平成 19 年 3 月に作成された現行の指針を、第 3 次環境基本計画の内容に基づき改訂する。

第 3 次環境基本計画の施策体系及び施策案

1. 現時点の施策体系

・前回審議会後、基本施策（1-1 レベル）及び下位施策の検討を進めているところである。現在の施策体系を、検討中のものも含めて表に示す。

表 基本施策の検討状況（現時点、太枠は今回検討対象）

基本目標	基本施策 (○：今後検討であり、前回審議会のものを示す)
基本目標 1：緑を守り、つくり、育てる	○拠点となる緑の保全・育成 ○身近な緑の保全・創出
基本目標 2：地下水・湧水・河川の水循環を回復する	2.1 地下水・湧水の保全 2.2 河川環境の保全 2.3 水資源の有効利用
基本目標 3：都市の生物多様性を守り親しむ	○生物多様性の保全 ○自然とのふれあいの推進
基本目標 4：安全安心で健康に暮らせる生活環境を守る	○良好な生活環境の保全 ○化学物質の適正管理
基本目標 5：美しく住み心地のよいまちを守る	○景観の保全・活用 ○美しいまちなみの維持
基本目標 6：3R 推進で循環型のまちをつく	6.1 発生抑制を優先とした 3R の推進 6.2 安全・安心・安定的な適正処理の推進
基本目標 7：エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる	7.1 日常生活における省エネ・ 再エネ利用 の推進 7.2 事業活動における省エネ・ 再エネ利用 の推進 7.3 移動における低炭素化の推進 7.4 気候変動適応策の推進
分野横断：意識・情報・学習・行動のネットワークをつくる	○環境教育・環境学習の機会の充実 ○協働による環境保全活動の推進 ○環境情報の発信と活用

※赤字は骨子案からの変更箇所

2. 基本目標ごとの施策案

- 基本目標ごとの施策案の構成は、以下に示すとおりである（レイアウトは今後変更する可能性がある）。
- 今回の検討対象である基本目標 2、基本目標 6、基本目標 7 の施策案を次頁以降に示す。

①基本目標ごとに目指すところ

基本目標

施策、各主体の取組により実現させたい環境

基本目標に関する SDGs のゴールと、ターゲットのうち関連するキーワード

環境の状態をあらわす指標とその現状値、目標値
※第 3 回審議会の検討事項

基本目標 7：エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる

日常生活や事業活動、住まい、移動手段の中で、省エネルギーや再生可能エネルギー利用が推進され、低炭素で循環型のライフスタイル・ワークスタイルが浸透していることを目指します。

また、気候の変動は起こりつつも、その影響に上手に適應することで、変わらず快適な生活を送ることができるまちを目指します。

<関連する SDGs> ※検討中

関連するゴールとターゲットのキーワード

目標 7：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

- エネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大
- エネルギー効率の改善率を倍増

目標 11：包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- 包摂的かつ持続可能な都市化を促進
- 包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施
- あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施

目標 13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

- 気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応力を強化
- 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善

<環境指標> ※検討中（下記は現時点での候補）

環境指標	現状値	目標値
市内の温室効果ガス排出量	328.6 千 t-CO2 (2016 年度)	
市内のエネルギー消費量	3,280TJ (2016 年度)	

②現状・課題

- 環境の状態や各主体の取組や意識に関する現状と取り組むべき課題

③施策の展開

- 現状・課題を受けて今後 10 年で実施する基本目標ごとの施策の体系

○施策の展開

基本目標	基本施策	施策
7. エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる	7.1 日常生活における省エネ・新エネの推進	7.1.1 省エネ・新エネ機器の導入促進
		7.1.2 省エネ住宅の普及促進
		7.1.3 低炭素化につながる行動の促進
	7.2 事業活動における省エネ・新エネの推進	7.2.1 再生可能エネルギー設備等の導入促進
		7.2.2 省エネ建築物の普及促進
	7.3 自動車に依存しないまちづくりの推進	7.3.1 交通手段の転換の促進
		7.3.2 自動車の低炭素化の促進
	7.4 気候変動適応策の推進	7.5.1 気候変動による影響の把握
7.5.2 気候変動による影響・リスクの低減		

④施策の内容と各主体の取組

施策の進捗を測る取組指標
※第 3 回審議会の検討事項

市が推進する施策の内容

市民の取組

事業者の取組

○施策の内容と各主体の取組

7.1 日常生活における省エネ・再エネ利用の推進

<取組指標> ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	現状	目標
住宅用新エネルギー機器等補助件数	142 件 (2019 年度)	

7.1.1 省エネルギー・再生可能エネルギーの導入促進

各家庭で省エネ機器を導入しやすいよう、補助金制度を継続し、さらに拡充を検討します。

また、省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備や HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）等の管理システムについて、性能・効果や、国や都等による各種助成制度に関する情報提供、普及啓発を行います

集合住宅に関しては、所有者や管理会社に導入促進の呼びかけを行います。

7.1.2 省エネ住宅の普及促進

既存住宅の省エネ化を促進するため、省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額制度を継続するとともに、省エネ化の手段（断熱・節水リフォーム、照明の工化等）や補助金等各種制度について情報提供を行います。

新規住宅の建築にあたっては、東京ゼロエミ住宅や ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）を検討できるよう、不動産業者や工務店と連携して情報提供を行います。

出典：経済産業省「省エネルギー庁」省エネ住宅ポータルサイト
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html

*外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロを目標とした住宅。

市民の取組

小金井市環境配慮指針 ●ページ参照

- 家電等の買い替えの際には、省エネルギー性能が高いものを選択します。
- 再生可能エネルギー設備やエネルギー管理システムについて情報を収集し、導入を検討します。
- 住宅の新築・改築、マンションの購入の際には、断熱性や再生可能エネルギー利用など環境性能を考慮し、ZEHを検討します。
- COOL CHOICE を実践します。

事業者の取組

小金井市環境配慮指針 ●ページ参照

- 省エネ機器・再生可能エネルギー機器の性能や住宅の省エネ化の方法、補助金等各種制度について、市民に積極的に情報提供します。
- 建物管理会社は、集合住宅等への再生可能エネルギー設備（EV充電設備）や省エネ管理システムの導入を検討します。

環境配慮指針の参照ページ

※また、建設会社や工務店、建物のへの情報提供を行います。

基本目標 2：地下水・湧水・河川の水循環を回復する

武蔵野台地の地下水、国分寺崖線の湧水、野川や玉川上水等の水辺等、本市における水循環のメカニズムや、かつて「どぶ川」と呼ばれた野川の水質改善や水枯れ対策など、水環境・水利用に関する歴史や現状が広く理解され、市民・事業者・行政がこれまでの取組成果を共有しながら、地下水・湧水等の水循環の回復や利活用がされていることを目指します。

<関連する SDGs> ※関連するゴール・ターゲットを示す（具体は今後検討）

関連するゴール・ターゲット

今後検討 （記載イメージは基本目標 7 参照）

<環境指標> ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

環境指標	現状値 (H29)	目標値
市内の地下水位	過去 10 年間でほぼ一定※ ¹	今後検討
湧水の水量	測定地点数：5 地点 全地点の合計：792 L/分	
野川の水質	DO：8.6～8.8mg/L※ ² BOD：0.6～1.2mg/L※ ²	
地下水・湧水の水質※ ²	硝酸性窒素：5.78～8.16mg/L トリクロロエチレン：定量下限値未満 テトラクロロエチレン：定量下限値未満 1-1-1-トリクロロエタン：定量下限値未満	
市民 1 人あたり年間配水量※ ³	105m ³ /人/年	

※¹ 地下水位や湧水量は雨量に影響されることから、単年度の測定値ではなく、毎年同時期の長期的な傾向で評価することを想定。

※² 現況値は当該年度の全ての測定値（地点及び回数）の最小～最大の幅である。環境基準との比較や現状から著しく悪化しない等の観点で評価することを想定。

※³ 水道統計等より推計される値である。

○現状・課題

◆地下水・湧水・河川とのかかわり

- ・「小金井」の地名は、「黄金に値する豊富な水が出る」に由来するとも言われ、本市では昔から地下水が生活や産業に利用されてきました。市の南部を東西に走る国分寺崖線（通称：ハケ）の周辺では、武蔵野台地に降った雨が崖下で湧水として湧出し、野川等とともに身近な水辺となっています。
- ・このような良好な水環境をもつ本市は、「小金井市の地下水及び湧水を保全する条例」に基づき、全国的にも知られる雨水浸透柵の普及をはじめ、地下水・湧水など水循環の健全化に取り組んできました。

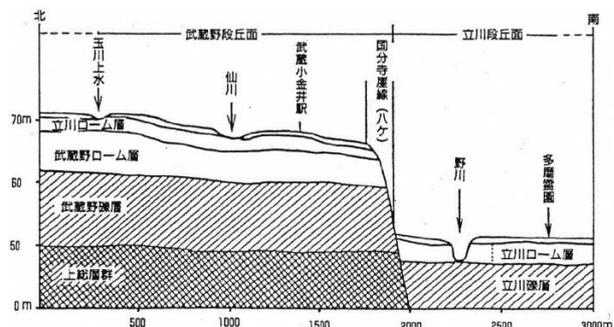


図 2-1 国分寺崖線（ハケ）の地形

◆地下水・湧水・河川環境の現状

- ・市内の地下水位や湧水量は、ここ数年で大きな増減は見られず、安定して推移しています（図 2-2、図 2-3）。湧水の水質も、水質指標や生物（底生生物、付着藻類）の確認結果から、概ね良好な状態に保たれていると考えられます。
- ・代表的河川である野川は、渇水時には水枯れが見られるものの、有機汚濁指標である BOD が 2mg/L 程度であるなど、水質は良好な状態です。
- ・今後、気候変動による渇水や豪雨の影響が大きくなる懸念もあり、引き続き、本市の水環境をモニタリングしていくことが重要です。

◆地下水・湧水の保全の取組

- ・雨水が浸透しやすい自然被覆地の減少が続いています。例えば、平成 24 年から平成 29 年の 5 年間で、宅地が 11ha 増加する一方で農用地が 7ha 減少し、農用地から宅地への転用が進んでいます。
- ・湧水の湧出過程において崖線をはじめとするみどりが重要な役割を果たしています。これらのみどりは、国・都・市の法や条例に基づく制度の適用や、公園や社寺林等の形で保全・担保されています。この状況を継続していくことが重要です。
- ・また、市域の 6 割を占める住宅地等における地下水涵養を促進するため、新築や増改築の際における雨水浸透枡や、道路における雨水浸透枡等の整備を進めています。地下水・湧水の保全のみならず、河川水質の維持や水害軽減のため、住宅地や道路における雨水浸透等の取組を一層進めていくことが重要です。

◆各主体の取組や意識

- ・令和元年に実施した市民アンケートによれば、「水のきれいさ（河川や湧水の水質等）」について、「満足」又は「やや満足」と回答した割合は 53%、「水辺との親しみやすさ」については 48% でした。
- ・各種モニタリング調査の結果は、地下水保全会議や環境報告書で審議・公表されています。本市の地下水・湧水保全の取組やその効果について、多くの市民にさらに PR していくためにも、一般向けの分かりやすい解説への加工などに力を入れていくことが重要と考えられます。
- ・清掃を通じて野川流域の環境保全に関心をもってもらう環境イベントとして「グリーン野川作戦」を行っています。この他にも、様々な水環境をテーマにしたイベントや学習機会を設けていくことが重要です。

○施策の展開

基本目標	基本施策	施策
2. 地下水・湧水・河川の水循環を回復する	2.1 地下水・湧水の保全	2.1.1 地下水・湧水等のモニタリング
		2.1.2 住宅地等における雨水浸透の促進
		2.1.3 開発事業等における地下水への影響の未然防止
		2.1.4 崖線をはじめ湧水源となるみどりの保全
	2.2 河川環境の保全	2.2.1 水質汚濁の発生防止
		2.2.2 水辺に親しめる機会の充実
		2.2.3 流域単位での他自治体等との連携
	2.3 水資源の有効利用	2.3.1 日常生活における雨水利用や節水の推進
		2.3.2 災害時における水資源の活用

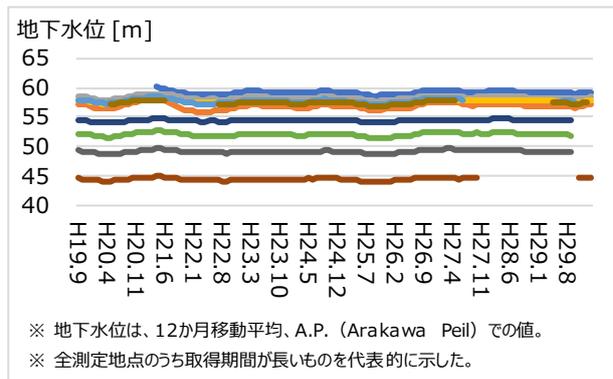


図 2-2 地下水位の推移

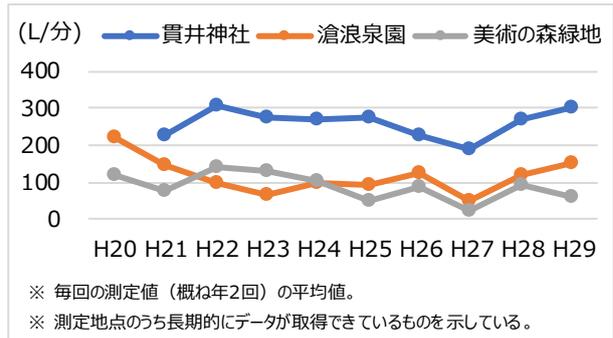


図 2-3 湧水調査結果

○施策の内容と各主体の取組

2.1 地下水・湧水の保全

＜取組指標＞ ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	現状値 (H29)	目標値
地下水・湧水等の調査回数	地下水位調査：年 12 回 地下水質調査：年 4 回 湧水水質調査（湧出量、水質、水生生物）：年 2 回 野川水質調査：年 2 回	今後検討
雨水浸透枡の設置数（単年度）	1,669 基 ^{※1}	
透水性舗装の新規導入量	53m ²	
審議対象となった開発事業等の案件数	— ^{※2}	

※1 雨水浸透枡の目標は過去 10 年間（平成 20～29 年度）の実績（1,669～2,278 基）をふまえ目標値を設定予定。

※2 開発事業等の案件数は、各課で把握する数値（協議数、事業数等）を精査のうえ、指標や目標を抽出・検討予定。

2.1.1 地下水・湧水等のモニタリング

市内の地下水・湧水・河川などを対象に、水質、地下水位、流量、水生生物などの調査を行い、市内の水環境をトータルに把握することを継続します。調査結果は、毎年環境報告書で公表するほか、市報、ホームページ、SNS などを使って、積極的に情報発信します。

また、地下水・湧水に対する市民の関心を高め、学習する機会を提供するため、市民参加型での地下水・湧水を測る体験イベント等を検討・実施します。検討にあたっては、市、環境市民会議、大学等の教育・研究機関、市民団体、CSR 活動を進める事業者の連携・協力により、実施体制を構築します。

2.1.2 住宅地等における雨水浸透の促進

崖線上の台地に広がる住宅地からの雨水の地下水涵養を促進するため、引き続き、新築や増改築において、雨水浸透枡（図 2-4）をはじめとする雨水浸透施設の設置・普及を進めます。水道事業者との連携等による効果的周知や、設置助成を行います。また、道路や公共建築物においても、雨水の地下浸透促進対策を進めていきます。

また、雨水浸透対策は、地下水涵養という環境面だけでなく、都市水害の軽減という防災面からも重要であることなど、その多面的な効果について、市民・事業者に分かりやすく発信し、理解と行動を促します。

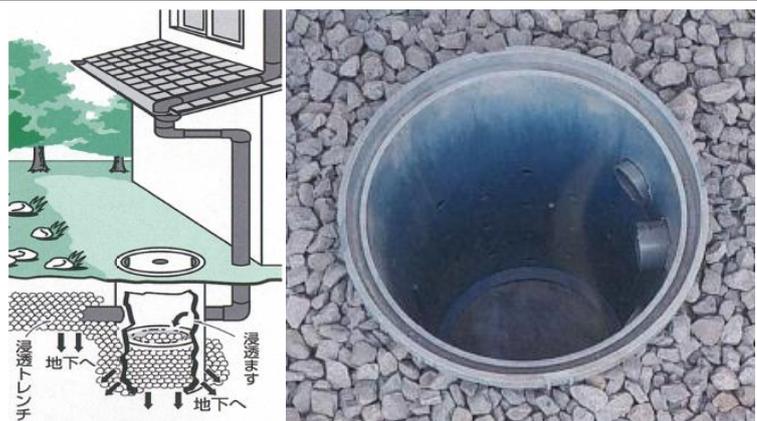


図 2-4 雨水浸透枡の概念図と設置例

2.1.3 開発事業等における地下水への影響の未然防止

地下水への影響が懸念される開発事業等については、事業者が「地下水及び湧水を保全する条例」を周知し調査等を求めるとともに、専門家から構成される「地下水保全会議」による審議をふまえながら、影響の把握や対策の評価を行います。

2.1.4 崖線をはじめ湧水源となるみどりの保全

湧水の湧出過程で重要な役割を果たしている崖線のみどりをはじめ、緑地・農地など自然的な土地利用について、東京都が指定する緑地保全地域、市が指定する環境保全緑地等、法制度の適用によって引き続き保全を図っていきます。

市民の取組

小金井市環境配慮指針 ●ページ参照

- 地下水・湧水について関心を持ち、自由研究などの機会に環境データを自ら調べたり、環境イベントなどへ参加したりすることで、地下水・湧水の特徴や大切さを学びます。
- 住宅等の新築や増改築にあたっては、雨水浸透の重要性を理解し、雨水浸透施設を設置するよう努めます。また、設置した後も、その機能が低下しないよう、ごみや落ち葉を除去する等、メンテナンスを行います。
- 崖線のみどりをはじめ、自然被覆地からの浸透が湧水を保全する上で重要な役割を果たしていることを理解し、自然地を改変する場合は、その機能を失わないように配慮します。

事業者の取組

小金井市環境配慮指針 ●ページ参照

- 事業所等の新築や増改築にあたっては、努力義務として雨水浸透施設を設置するよう努めます。特に、地下深くに構造物を造る場合は、「地下水及び湧水を保全する条例」に基づく調査を行うとともに、地下水への影響低減のための対策を講じます。
- 崖線のみどりをはじめ、自然被覆地からの浸透が湧水を保全する上で重要な役割を果たしていることを理解し、自然地を改変する場合は、その機能を失わないように配慮します。
- 井戸等の水環境調査を自社で行っていれば、行政や市民へ調査結果などを提供・公開します。また、市民参加型での水環境調査イベントを資金・企画・人材・活動場所などの面からできる限り支援します

ここには、下記の内容をコラムとして入れる予定（紙面ボリューム調整の役割も兼ねる）

- ・地下水湧水保全計画
- ・上記計画において推計した水収支 …など

2.2 河川環境の保全

<取組指標> ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	現状値 (H29)	目標値
クリーン野川作戦の実施回数及び参加者数	1回 (220名) ※	今後検討

※ 目標値は過去の実績及び新計画での実施方法ふまえ設定予定。

2.2.1 水質汚濁の発生防止

事業者等に対して、水質汚濁防止に関する法令等（水質汚濁防止法、下水道法、本市条例等）に基づく規制や指導を行います。

大雨時に、下水が増えて河川へ越流し水質悪化に至るのを防ぐため、雨水の貯留や地下浸透により洪水のピークを低減する効果のある雨水浸透施設（→施策 2.1.2 参照）及び雨水貯留施設（→施策 2.3.1 参照）の整備・普及を進めます。

2.2.2 水辺に親しめる機会の充実

「クリーン野川作戦」といった河川の保全活動や、自然体験の活動の機会を増やし、水辺に親しむことのできる機会を充実します。水辺の環境学習等のテーマで活動している教育機関や団体等と連携することで、効果的な情報発信や企画運営を図ります。

(写真を掲載予定)

写真 2-1 クリーン野川作戦

2.2.3 流域単位での他自治体等との連携

水の移動は市域で完結しているわけではなく、上下流の近隣自治体における取組との連携が効果的かつ不可欠であることから、野川流域連絡会をはじめ、各種協議体を通じて、水循環に係る課題やデータ等の共有、流域全体での一斉調査等の広域的取組など、流域間連携を引き続き進めていきます。

市民の取組

小金井市環境配慮指針 ●ページ参照

○野川や玉川上水など川について関心をもち、自由研究などの機会に環境データを自ら調べたり、環境イベントなどへ参加したりすることで、その特徴や大切さを学びます。

事業者の取組

小金井市環境配慮指針 ●ページ参照

○水質汚濁防止に関する法令等を遵守するとともに、事業所や作業場において水質汚濁や地下水汚染等を発生させる可能性がある場合は、発生防止のための適切な対策を行います。

2.3 水資源の有効利用

<取組指標> ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	現状値 (H29)	目標値
雨水貯留施設（雨水タンク）設置基数（単年度）	5 件	今後検討
雨水利用をテーマとする情報発信・イベント・情報交流等の実施数	（なし）	
震災対策用井戸数 ^{※2}	36 か所（H26）	

※1 過去 10 年間（平成 20～29 年度）の実績（5～23 件）をふまえ設定。

※2 「小金井市震災対策用井戸に関する要綱」に基づき指定される、応急給水に供する井戸。現状値は「小金井市地域防災計画」より。

2.3.1 日常生活における雨水利用や節水行動の推進

雨水貯留施設（雨水タンク）の設置を推進するとともに、各主体や様々な団体と連携し、雨水を利用するライフスタイルの発信を行います。また、本市の水資源・水利用に関する情報提供や節水行動の啓発により、節水行動を広めます。

雨水利用をテーマに活動する団体（例：雨水ネットワーク会議）や研究機関と連携し、雨水利用に関する技術や政策で本市にも適用可能性があるものは、紹介や導入を積極的に進めます。



写真 2-2 雨水タンクの例

2.3.2 災害時における水資源の活用

「小金井市地域防災計画」とも庁内連携しつつ、拠点となる震災や渇水時の水源としての震災対策用井戸の指定や周知、防火用水としても機能する雨水貯留施設（雨水タンク）等、非常時に備えた水資源の活用体制を整えます。設備の適切な維持管理、利用方法等の周知や訓練等を行い、非常時に雨水を活用できる体制をつくれます。

市民の取組

小金井市環境配慮指針 ●ページ参照

- 雨水貯留施設（雨水タンク）を設置し、庭木散水、洗車等の利用に努めます。
- 井戸をもつ家庭では、そのメンテナンスや利用（散水等）に努めます。また、非常時の飲用等にも使えるよう、近所への日頃からの周知なども行います。

（写真を掲載予定）

写真 2-3 震災対策用井戸

事業者の取組

小金井市環境配慮指針 ●ページ参照

- 雨水貯留施設（雨水タンク）を設置し、散水や中水等への利用に努めます。
- 建物の設計・施工に係る事業者（住宅メーカー、工務店等）は、雨水利用に関する商品開発や施主への提案を積極的に行います。

基本目標 6 : 3R 推進で循環型のまちをつくる

将来にわたる安全・安心・安定的な廃棄物処理を念頭に、良好な環境を未来へ引き継ぐため、大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直すことで、廃棄物の発生抑制に努め、限りある資源の循環利用・有効利用を図り、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成に向けて 3R を推進する循環型都市「ごみゼロタウン小金井」を目指します。

<関連する SDGs> ※関連するゴール・ターゲットを示す（検討中）

関連するゴール・ターゲット

 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標 11：包摂的で安全かつ強靱(レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包摂的かつ持続可能な都市化を推進 ・一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払う
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標 12：持続可能な生産消費形態を確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030 年までに小売り・消費レベルにおける 1 人当たりの食糧の廃棄を半減 ・収穫、出荷、貯蔵、加工、包装、輸送、販売の全ての時点における食料の損失を減少 ・製品 ライフサイクルを通じ、環境上適正なすべての廃棄物の管理を実現 ・廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減 ・持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つ
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標 17：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な開発のための政策の一貫性を強化 ・効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進

<環境指標> ※検討中

基本施策	現状値	目標値
市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量	368g/人・日 (平成 30 年度実績)	令和 12 年度までに 355g/人・日以下
総資源化率	51.3% (平成 30 年度実績)	※検討中
埋立処分量	0	0 (継続)

○現状・課題

◆本市におけるごみ処理の変遷

- 本市では、二枚橋焼却場の老朽化に伴う焼却炉の停止のため、平成 18 年 10 月にごみ非常事態を宣言しました。平成 19 年 4 月以降、燃やすごみの処理を多摩地域の自治体及び一部事務組合に依頼してきましたが、令和 2 年 4 月 1 日より日野市内に日野市・国分寺市・小金井市の 3 市で共同処理を行う新たな可燃ごみ処理施設が本格稼働しました。施設の周辺住民をはじめとした日野市住民及び関係者の負担を少しでも軽減するため、さらなるごみ減量及び資源化に取り組む必要があります。
- 不燃・粗大ごみ処理施設と資源物処理施設についても、老朽化等の影響から再配置を進め、適正処理の維持を図るため、「小金井市清掃関連施設整備基本計画」（平成 30 年 3 月）に基づき検討が進められており、それぞれ令和 4 年度、令和 6 年度中の稼働開始を目指しています。
- 収集されたごみは最終的に東京たま広域資源循環組合（本市を含む 25 市 1 町で構成）の最終処分場（日の出町住民のご理解・ご協力を得て管理・運営）である、二ツ塚廃棄物広域処分場及び東京たまエコセメント化施設（焼却灰のセメント化を実施）で処理されています。なお、平成 28 年度からは埋め立て処分量ゼロを継続しています。

◆ごみの分別区分、収集の状況

- 本市では、家庭ごみについては燃やすごみ、プラスチックごみ、燃やさないごみ、有害ごみ、資源物、粗大ごみの分別を基本として収集・処理しています。
- 燃やすごみ、プラスチックごみ、燃やさないごみについては小金井市家庭用指定収集袋による有料回収、粗大ごみを除くその他のごみは無料回収を行っています。
- 事業系ごみについては、事業者自らの責任で適切に処理することが原則となっており、小金井市の一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼することとなっています。ただし、1 日平均 10kg 未満の事業者は、事業用指定収集袋を使ってごみを出すことができます。
- 資源となるプラスチックごみ及び古紙・布は週 1 回の回収とし、これまで燃やさないごみとして回収していた「くつ・かばん類」や、燃やすごみとして回収していた「難再生古紙」は拠点回収を実施して、資源化の取組を進めています。
- 生ごみは燃やすごみとして回収していますが、家庭用電動生ごみ処理機（乾燥型）の利用者には、生ごみ乾燥物の戸別回収（無料）も実施しています。

収集区分		収集回数	
燃やすごみ		週 2 回	
燃やさないごみ		2 週に 1 回	
プラスチックごみ		週 1 回	
有害ごみ		2 週に 1 回	
粗大ごみ		随時	
資源物	戸別回収	古紙・布	週 1 回
		びん	2 週に 1 回
		スプレー缶	2 週に 1 回
		空き缶、金属	2 週に 1 回
		ペットボトル	2 週に 1 回
		乾燥生ごみ	週 1 回
		剪定枝	2 週に 1 回
		ペットボトル	週 3 回
	拠点回収	トレイ	週 3 回
		紙パック	週 1 回
		乾燥生ごみ	週 2 回
		ペットボトルキャップ	週 2 回
		くつ・かばん類	月 1 回
		難再生古紙	週 3 回

※上記の他に、地域の実情に合わせて地域住民等の管理のもと、拠点収集（回収）を実施している場合があります。

図 6-1 ごみ収集区分と収集回数

◆本市のごみ排出量

- 本市では、ごみ量の増加に伴う二枚橋焼却場や最終処分場等の問題から、戸別回収、家庭ごみの一部有料化を開始しており、早くからごみの減量に努めてきました。平成 18 年 10 月のごみ非常事態宣言後は、市民により構成される「ごみゼロ化推進会議」を発足させ、ごみゼロ化推進員を通して市民への意識啓発を行うとともに、平成 18 年度から生ごみ乾燥物堆肥化実験施設の設置（平成 27 年度閉鎖）、平成 19 年度から剪定枝等の資源化、平成 20 年度から家庭用乾燥型生ごみ処理機の生成物の回収等を進め、ごみの減量及び資源化の取組を実施してきました。
- これらの取組により、ごみ非常事態宣言後のごみ排出量は平成 24 年度まで順調に減少を続けていましたが、それ以降は横ばいの状態が続いています。
- 本市の人口は令和 5 年頃まで微増傾向ということもあり、今後も行政としてごみ減量・資源化の取組を継続するとともに、市民一人一人が意識的に 3R 行動を行うことが重要です。

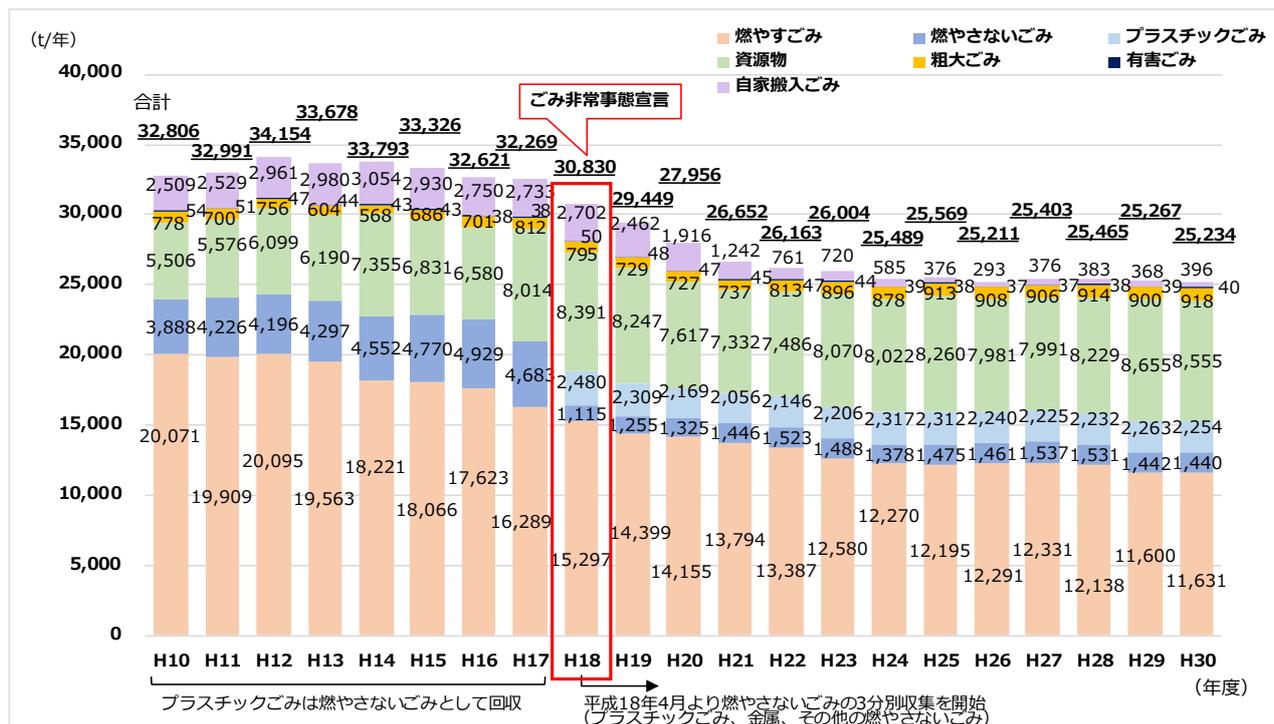


図 6-2 ごみ排出量（項目別）の推移

◆市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量

- 平成 30 年度の市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量は、全体で 605 g/人・日ですが、その半分以上を家庭系ごみが占めています。
- 本市では令和 2 年 3 月に小金井市一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみ排出量の目標として「令和 12 年度までに市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量が 355 g/人・日以下」を定めています。
- 令和 12 年度の目標値達成に向け、さらなるごみ排出量削減のためにも、発生抑制を最優先とした 3R の推進に向けた施策を展開する必要があります。

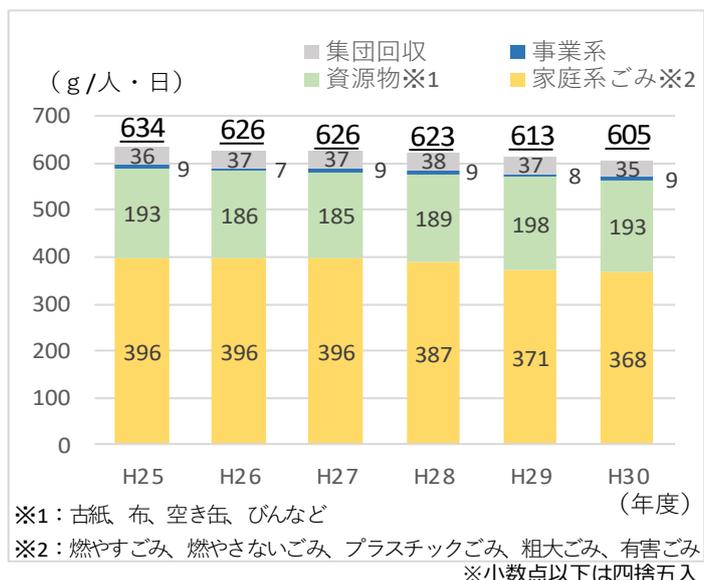


図 6-3 市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量

◆本市のごみの組成

- 令和元年度に実施された家庭系及び事業系ごみの組成分析※の結果を見ると、燃やすごみよりも燃やさないごみへの異物混入の割合が高いことがわかります。
- 燃やすごみについては、単身集合住宅で異物混入が多く、資源物（図中の緑色）の中でも特に資源となる紙類が多く排出されていました。
- 燃やさないごみについては、戸建て住宅よりも集合住宅でプラスチック類などの異物が多く排出されているのが目立ちます。
- ごみ組成分析結果を踏まえ、転入者の多い集合住宅へのごみの分別、資源化による減量の意識啓発を強化していくことが重要です。

※：4つの居住形態から、それぞれ2地域ずつ選択し、各地域から燃やすごみの場合は200kg以上(袋数で約40～50袋)、燃やさないごみの場合は100kg以上(袋数で約40～50袋)を目安に試料を調達。収集した試料の組成(65分類)を行い、組成別に重量割合を算出(湿ベース)。

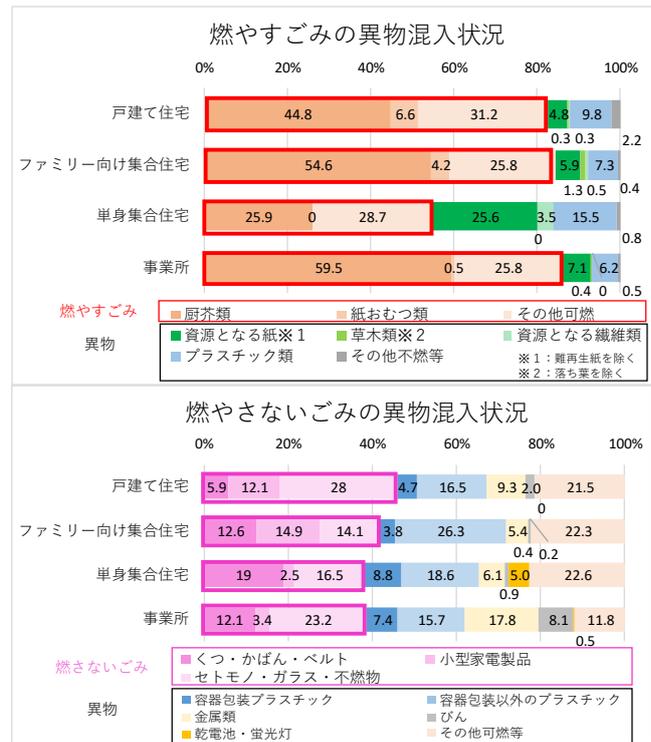


図 6-4 居住形態別のごみの組成

◆各主体の取組や意識

- 令和元年度実施の市民アンケートにおいて、約97%の市民がごみの分別を実施していると回答していますが、ごみの組成分析結果を見るとリサイクル可能な資源物の混入も多く見られます。燃やすごみで最も多い厨芥類には生ごみの他に未利用食品や未開封食品等も含んでおり、ごみの組成にも注視する必要があります。
- 世界的に大きな問題となっているマイクロプラスチックによる環境汚染防止や食品ロス削減の観点からも、再度、無駄なものは買わない・もらわないという意識を徹底する必要があります。さらに、市民が普段の生活の中で簡易包装を選択したり、不要なものをリユース・リサイクルに回す手段や機会を提供するなど、3Rが当たり前となる環境づくりも必要です。
- 小金井市一般廃棄物処理基本計画策定に向けた事業所意識調査において、ごみ減量・リサイクルに取り組む主な理由として最も多かったのがコスト削減、次いで社会的責任を果たすためでした。事業系ごみの発生抑制を推進するとともに、着実に認定店舗数が増えているリサイクル推進協力店や令和2年2月より開始した食品ロス削減推進協力店・事業所の認定を促すなど、市と事業者が密に連携して3Rを推進しやすい環境をつくっていく必要があります。
- 生ごみについては、毎週土曜日に市民団体とボランティアによる生ごみリサイクル事業も実施されています。市では生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を設けたり、食品リサイクル堆肥の配布を行っていますが、今後は市民から市民への啓発が促進されるような活動支援も重要です。
- これまでのごみ減量・資源化の取組を継続するとともに、廃棄物処理を支える体制の確立、環境基金の有効活用など、長期的な事業実施が可能な仕組みづくりも必要です。

○施策の展開

基本目標	基本施策	施策
6. 3R推進で循環型のまちをつくる	6.1 発生抑制を最優先とした3Rの推進	6.1.1 日常生活における3Rの徹底
		6.1.2 分別・減量を徹底する啓発活動の強化
		6.1.3 事業活動における3Rの推進
	6.2 安全・安心・安定的な適正処理の推進	6.2.1 地域と連携した収集・運搬の推進
		6.2.2 適切な処理・処分の推進
		6.2.3 廃棄物処理を支える体制の確立

○施策の内容と各主体の取組

6.1 発生抑制を最優先とした3Rの推進

＜取組指標＞ ※検討中

指標	現状値	目標値
事業所におけるリサイクル推進協力店舗の割合		
土曜生ごみ投入リサイクル事業における生ごみ投入量		

6.1.1 日常生活における3Rの徹底

市民1人ひとりの生活に3R行動が定着するよう、食品ロスの削減、マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進及び資源の有効活用に繋がる事業や補助金制度の継続・拡充を図ります。

また、生ごみの堆肥化を実施している市民団体との連携や集団回収事業実施団体への奨励金交付などの支援を行い、市民及び市民団体の3R活動を促進していきます。

6.1.2 分別・減量を徹底する啓発活動の強化

4か国語対応のごみ・リサイクルカレンダーの配布やごみ分別アプリの紹介・活用など、転入者にも分かりやすい情報提供や分別指導を行い、ごみゼロ化推進員と協働しながら今後も3Rの取組や分別意識が向上するよう、意識改革を行います。

また、小・中学生や自治会などの団体に対し、市のごみの分別・ごみ処理の行方などを分かりやすく解説するくるカメ出張講座やごみ処理施設見学会などの環境教育・学習機会を提供することで、さらなるごみの減量と異物混入のない適正なごみ排出につながるよう普及啓発を行います。

効果的な3Rを推進するため、市内から排出されるごみの組成分析や調査・研究の実施等に取り組み、市民へ情報提供を行います。



図6-5 ごみ・リサイクルカレンダー（英語版）

6.1.3 事業活動における3Rの推進

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は事業者自らの責任で適切に処理することが原則ですが、新可燃ごみ処理施設に事業系ごみが搬入されることを踏まえ、各事業所に対して発生抑制の推進、分別指導を実施していきます。また、市民が日常生活の中で3Rに取り組む機会が増えるよう、リサイクル推進協力店及び食品ロス削減推進協力店制度の周知と認定店舗数の拡大を図ります。

大規模事業所でもある市の施設においては、「小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画」で減量目標を定め、「小金井市施設ごみゼロ化行動計画」を作成して市職員の減量・分別の意識向上を図るとともに、計画的にごみ減量を実施します。

市民の取組

小金井市環境配慮指針 ● ページ参照

- ・分別を徹底し、異物混入のないクリーンなごみ排出を目指します。
- ・生ごみは水切りを行い、食べ残しや汚れのある廃棄物はきちんと洗浄してから排出します。
- ・リサイクル推進協力店舗や食品ロス削減推進協力店舗での購買を心がけます。
- ・イベント実施時にはリユース食器を活用しごみ減量を心がけます。
- ・ごみとして処理する前に、リサイクルバザー、おもちゃの病院、不用品交換コーナー等を活用します。

- ・事業活動に伴い発生した一般廃棄物は自らの責任において適切に処理を行います。
- ・産業廃棄物は処理業者に依頼して適正に処理し、マニフェストにより管理します。また、業者選定にあたっては、東京都の優良産廃処理業者に認定された業者を優先的に検討します。
- ・ごみの排出時には、発生抑制を心がけ、分別を徹底します。
- ・イベント実施時にはリユース食器を活用しごみ減量を心がけます。
- ・リサイクル推進協力店認定や食品ロス削減推進協力店・事業所認定取得を検討します。
- ・資源物の店舗回収の情報を発信し、市民の積極的な利用を推進します。

6.2 安全・安心・安定的な適正処理の推進

<取組指標> ※検討中

指標	現状値	目標値
低公害車の導入割合		
...		

6.2.1 地域と連携した収集・運搬の推進

ごみの排出場所や日時、分別区分等のごみ出しルールを周知し、スムーズな収集・運搬ができるよう引き続き協力をもとめます。収集車については、低公害車の導入をすすめて環境負荷の低減を進めるとともに、騒音・渋滞の対策を図り、周辺住民への負担の軽減に努めます。

また、地域の関係機関・事業者との連携を強化し、ごみを排出場所に持ち出すことが困難な高齢者や障がい者が居住する住宅を個別訪問してごみ収集を行い、同時に安否確認を行うふれあい収集を推進していきます。

6.2.2 適正な処理・処分の推進

燃やすごみは、日野市内の新可燃ごみ処理施設で焼却処理し、焼却灰はセメント原料としてリサイクル処理します。燃やさないごみや粗大ごみ、資源物は、不燃・粗大ごみ処理施設や資源物処理施設で資源化処理します。これらの施設の長期的で安定・適正な運営のために、中間処理量・最終処分量の削減に取り組めます。

また、市が収集・処理していない廃棄物については市民自らで適正処理を実施する必要があるため、関係機関・事業者と連携して情報交換を行い、受け入れ体制の整備を進めるとともに、回収・処理方法について市民へ情報提供を行います。

6.2.3 廃棄物処理を支える体制の確立

令和2年度から本格稼働している可燃ごみ処理施設は日野市、国分寺市との共同処理施設であり、日野市内に立地しています。施設の周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減し、安全・安心な環境を確保するために、関係機関や事業者と情報共有を図っていきます。

また、今後も長期的に事業を続けられるよう、一般廃棄物処理事業に係るコスト管理や環境基金[※]の有効活用など、資金面においても検討を重ねていきます。

[※]環境基金：本市では小金井市環境基金条例に基づき、一般廃棄物処理手数料の一部などを積み立てています。

市民の取組

小金井市環境配慮指針 ●ページ参照

- ・使用済み家電製品やパソコン等、市で収集を行っていない廃棄物は、販売店や指定の回収業者に依頼し、適正処理を行います。
- ・廃棄物のスムーズな収集・回収のため、ごみの分別を徹底し、ごみの排出場所・日時を守ります。

事業者の取組

小金井市環境配慮指針 ●ページ参照

- ・資源物の店頭回収事業所の情報を発信し、市民の積極的な利用を推進します。
- ・市が収集・処理しない家電等のうち、店舗回収可能な廃棄物については市民に情報提供を行い、回収した廃棄物は適正処理を行います。

基本目標 7：エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる

日常生活や事業活動、住まい、移動手段の中で、省エネルギーや再生可能エネルギー利用が推進され、低炭素で循環型のライフスタイル・ワークスタイルが浸透していることを目指します。

また、気候の変動は起こりつつも、その影響に上手に適応することで、変わらず快適な生活を送ることができるまちを目指します。

<関連する SDGs> ※検討中

関連するゴールとターゲットのキーワード



目標 7：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
 ・エネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大
 ・エネルギー効率の改善率を倍増



目標 11：包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 ・包摂的かつ持続可能な都市化を促進
 ・包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施
 ・あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施



目標 13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 ・気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応力を強化
 ・気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善

<環境指標> ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

環境指標	現状値	目標値
市内の温室効果ガス排出量	328.6 千 t-CO ₂ (2016 年度)	
市内のエネルギー消費量	3,280TJ (2016 年度)	

○現状・課題

◆地球温暖化による気候変動の現状と将来予測

- 「気候変動の観測・予測及び環境評価統合レポート 2018」では、21 世紀末までに地球温暖化に伴う気候変動により、日本の平均気温が現在と比較して 4.4℃上昇、1 時間降水量 50 mm以上の短時間強雨発生回数の増加等の影響が予想されています。
- 本市周辺の年平均気温は上昇傾向にあり(図 7-1)、真夏日も増加傾向です。近年は台風の大型化、集中豪雨に伴う浸水等都市水害の発生など、気候の変化とそれに伴う影響が既に出始めています。
- IPCC 第 5 次評価報告書では、二酸化炭素の累積総

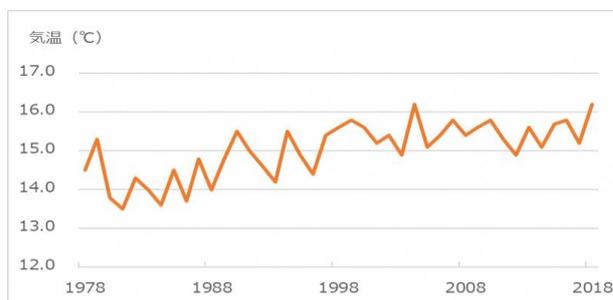


図 7-1：年平均気温の経年変化
資料：気象庁 HP (府中気象観測所)

排出量と世界平均地上気温はほぼ比例関係にあり、気候変動の抑制には、温室効果ガス排出量の抜本的かつ持続的な削減が必要であるとされています。気候変動のリスクをできるだけ抑えるためには、温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」を推進することが必要です。

- ・同報告書では、将来、どのような温室効果ガスの濃度のシナリオ(仮定)を当てはめても、21世紀末の気温は上昇するという予測がなされています。また、「気候変動適応情報プラットフォーム」の気候変動による影響予測結果では、厳しい温暖化対策を実施した場合でも、年間降水量の上昇、コメ収量の低下（品質重視）、熱中症搬送者数や熱ストレス超過死亡者数の増加などの影響があるとされています。そのため、上記「緩和策」と両輪で、気候変動による影響から生活や事業活動を守るための「適応策」も進めていくことが重要です。

◆温室効果ガス排出量の削減に向けた動き

- ・第2章で述べたように2015（平成27）年のCOP21でパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分下方に保持、1.5℃に抑える努力をすることが合意されました。国も、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で26%削減することを決定し、さらに長期目標として2050（令和32）年までに80%削減を設定しています。
- ・その後、IPCC「1.5℃特別報告書」（2018（平成30）年）において、気温上昇が1.5℃の場合の気候変動リスクは2℃の場合よりも低いことが示されました。そして、平均気温上昇を1.5℃に抑えるためには、CO₂（二酸化炭素）排出量を2050（令和32）年頃には正味ゼロに達することが必要とされています。
- ・これらを受けて、東京都では2019（令和元）年に、2050（令和32）年にCO₂実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。また、その実現に向けて、「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。本市においても、気温上昇を1.5℃に抑えることを目指し、世界や国、都の長期的な目標をも見据えた取組が必要です。

◆本市における温室効果ガス排出量と将来推計

- ・市域から排出される温室効果ガスは、そのほとんどが二酸化炭素です。平成28（2016）年度の温室効果ガス排出量328.6千t-CO₂のうち二酸化炭素排出量は303.1千t-CO₂でした。二酸化炭素排出量の排出量は、平成24（2012）年度以降減少傾向にあります（図7-2）。
- ・平成28（2016）年度の部門別二酸化炭素排出量は、家庭部門が最も多く（約52%）、次いで業務部門（約31%）、運輸部門（約12%）、産業部門（約3%）、廃棄物部門（約1%）となっています。
- ・市域の温室効果ガス排出量の将来推計によると、特に対策を行わない場合（現状維持ケース）、二酸化炭素排出量は令和7（2025）年度においてわずかに増加するものの、それ以降は緩やかに減少し、2030（令和12）年度には2013（平成25）年度比で10%削減となる見込みです（図7-3）。気候変動によるリスクを極力抑えるためには、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロを見据え、さらに意欲的に排出量削減を進める必要があります。特に、将来的にも家庭部門と業務部門が排出量の多くを占める傾向は変わらない推計となっていることから、日常生活や事業活動における排出量削減が引き続き重

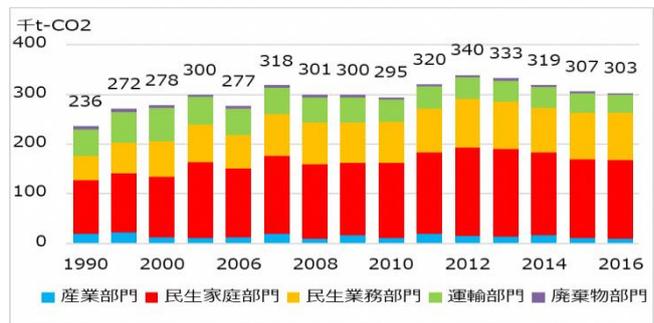


図 7-2：部門別二酸化炭素排出量の推移
出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

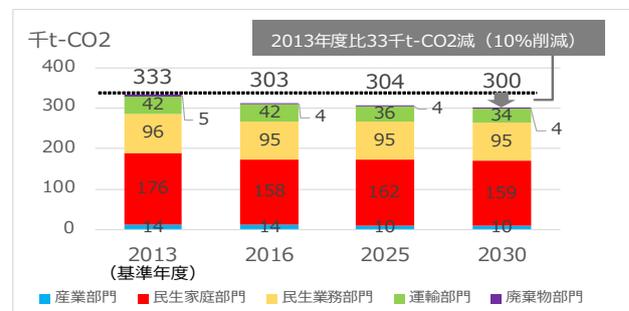


図 7-3：市域の CO₂ 排出量の推移と将来推計 (現状維持ケース)

要な課題です。また、二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のほとんどを占める HFCs（ハイドロフルオロカーボン類）は、オゾン層破壊効果がないため特定フロン[※]の代替として使用されていますが、温室効果が高い物質です。HFCs の排出量は今後も増加が見込まれており、削減を進めていく必要があります。

◆各主体の取組や意識

- ・本市では、平成 27 年 3 月に「小金井市地球温暖化対策地域推進計画－改訂版－」（以下、「地域推進計画」という）を策定し、市民・事業者・教育研究機関・市が一体となって施策を推進してきました。
- ・市民アンケート結果では、節電行動や省エネ性能の高い製品の選択などが浸透している様子が伺えますが、環境配慮型機器を導入している・考えている市民は 2 割程度でした。市では、住宅への新エネルギー等利用設備の導入支援を行っており、年間で平均して 150 件程度の利用がありますが、今後は新技術の進展を見据えつつ、市民等の導入に関する意向等を把握し、対象機器を見直しながら支援を継続していくことが必要です。
- ・地域推進計画改訂に向けた事業者アンケート結果によると、8 割の事業者が節電や節水、再生紙利用、資源ごみの分別収集などの配慮行動を実施していました。設備については、LED 照明等高効率照明(91%)、省エネ型業務用機器（76%）等の導入意向*が高い一方、太陽光発電システム等再生可能エネルギーに関しては、費用がかかることを理由に導入意向が低くなっており、事業者が再生可能エネルギーを利用しやすいような支援が必要です。 *すでに導入している+今後、導入する予定がある+今後、導入してみたい
- ・自動車からの二酸化炭素排出削減に向けた取組として、市民・市内事業者対象の「エコドライブ講習会」、コミュニティバス再編事業、自転車駐輪場整備等が進められてきました。市民アンケートでも「徒歩自転車・公共交通を利用する」の実施率（いつもしている+ときどきしている）が 8 割を超えており、着実に浸透しつつあることが伺えます。
- ・地域推進計画改訂に向けたアンケートにおいては、市民の 47%、事業者の 48%が「適応」という「言葉自体を知らなかった」と回答しているため、気候変動のリスクやそれに対する適応の重要性に関する普及啓発が必要です。

○施策の展開

基本目標	基本施策	施策
7. エネルギーを賢く使い、低炭素なまちをつくる	7.1 日常生活における省エネ・再エネ利用の推進	7.1.1 省エネルギー・再生可能エネルギーの導入促進
		7.1.2 省エネ住宅の普及促進
		7.1.3 低炭素化につながる行動の促進
	7.2 事業活動における省エネ・再エネ利用の推進	7.2.1 省エネルギー・再生可能エネルギーの導入促進
		7.2.2 省エネ建築物の普及促進
		7.2.3 低炭素化につながる活動の促進
	7.3 移動における低炭素化の推進	7.3.1 交通手段の転換の促進
		7.3.2 自動車の低炭素化の促進
	7.4 気候変動適応策の推進	7.4.1 気候変動に関する普及啓発
		7.4.2 気候変動による影響の把握
7.4.3 気候変動による影響・リスクの低減		

○施策の内容と各主体の取組

7.1 日常生活における省エネ・再エネ利用の推進

＜取組指標＞ ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	現状	目標
住宅用新エネルギー機器等補助件数	142 件 (2019 年度)	
...		

7.1.1 省エネルギー・再生可能エネルギーの導入促進

各家庭で省エネ機器を導入しやすいよう、補助金制度を継続し、さらに拡充を検討します。

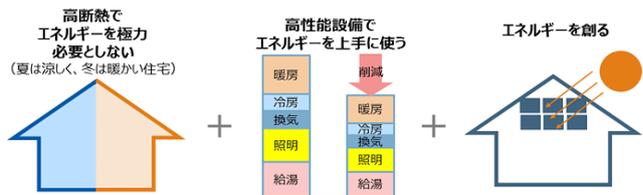
また、省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備や HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）等の管理システムについて、性能・効果や、国や都等による各種助成制度に関する情報提供、普及啓発を行います。集合住宅に関しては、所有者や管理会社に導入促進の呼びかけを行います。

7.1.2 省エネ住宅の普及促進

既存住宅の省エネ化を促進するため、省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額制度を継続するとともに、省エネ化の手段（断熱・節水リフォーム、照明のエコ化等）や補助金等各種制度について情報提供を行います。

新規住宅の建築にあたっては、東京ゼロエミ住宅や ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）*を検討できるよう、不動産業者や工務店と連携して情報提供を行います。

*外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。



出典：経済産業省 省エネルギー庁 省エネ住宅ポータルサイト
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html

7.1.3 低炭素化につながる行動の促進

脱炭素社会づくりに貢献し、地球温暖化対策に資する「賢い選択」= COOL CHOICE の考え方や具体的な取組内容及び効果について、普及啓発を行います。

日々の省エネ行動をはじめ、宅配サービスの受取、食料品の購入、自動車の運転時など、様々な場面の COOL CHOICE の選択肢を紹介していきます。

COOL CHOICE の例

- 再配達が必要な宅配サービスを選択
- 輸送エネルギーが少ない地場野菜を選択
- 燃費のよい運転方法を選択
- 多摩産材や森林保全につながる木材の利用を選択
- 低 GWP 冷媒やノンフロン家電を選択

市民の取組

小金井市環境配慮指針 ● ページ参照

- ・家電等の買い替えの際には、省エネルギー性能が高いものを選択します。
- ・再生可能エネルギー設備やエネルギー管理システムについて情報を収集し、導入を検討します。
- ・住宅の新築・改築、マンションの購入の際には、断熱性や再生可能エネルギー利用など環境性能を考慮し、ZEH を検討します。
- ・COOL CHOICE を実践します。

- ・省エネ機器・再生可能エネルギー機器の性能や住宅の省エネ化の方法、補助金等各種制度について、市民に積極的に情報提供します。
- ・建物管理会社は、集合住宅等への再生可能エネルギー設備や HEMS 等エネルギー管理システムの導入を検討します。
- ・建築物の建て主は、省エネ住宅や東京ゼロエミ住宅、ZEH を検討します。また、建設会社や工務店、建物の供給会社は、省エネ住宅等の供給を積極的に行うとともに、購入者への情報提供を行います。
- ・消費者や従業員に COOL CHOICE に関する情報提供を行います。

7.2 事業活動における省エネ再エネ利用の推進

＜取組指標＞ ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	現状	目標
新規補助金制度の利用件数	—	
EMS 導入事業所の優遇措置利用件数	●●件（2019 年度）	

7.2.1 省エネルギー・再生可能エネルギーの導入促進

各事業所で省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備、BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）等エネルギー管理システムやコージェネレーションシステム等を導入しやすくするよう、これらの機器・システムの性能・効果や、国や都等による各種助成制度に関する情報提供を行います。

また、市による新規補助金制度を検討します。

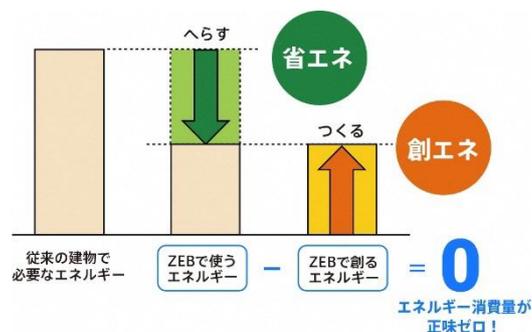
大型商業施設については、災害時対策も考慮して再生可能エネルギー設備等の導入を働きかけます。

7.2.2 省エネ建築物の普及促進

既設事業所の省エネ改修を促進するために、省エネルギー診断や ESCO 事業、国や都等による各種助成制度に関する情報提供を行います。

また、ビルや工場等の新築建築物の省エネ化を促進するため、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）*に関する情報提供を行います。

*省エネルギーによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにした建築物のこと。



出典：環境省 ZEB PORTAL（ゼブ・ポータル）
<https://http://www.env.go.jp/earth/zeb/about/index.html>

7.2.3 低炭素化につながる活動の促進

脱炭素社会づくりに貢献し、地球温暖化対策資する「賢い選択」= COOL CHOICE の考え方や具体的な取組内容やそれによる効果について、普及啓発を行います。事業所内における省エネ行動をはじめ、グリーン購入、物流の効率化など、様々な場面の COOL CHOICE の選択肢を紹介していきます。

特に、二酸化炭素よりも地球温暖化係数が高い代替フロンについては、適正な回収・処理を指導するとともに、オゾン層保護と地球温暖化対策の両面から寄与する製品に関する普及啓発を行います。

また、環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション 21 等）導入事業所の優遇措置等、事業所の省エネ等の取組に対するさらなるインセンティブを検討します。

COOL CHOICE の例

- 環境負荷が小さい製品を選択
- 効率の良い輸送ルートを選択
- より低炭素な輸送方法を選択
- 燃費のよい運転方法を選択
- 多摩産材や森林保全につながる木材の利用を選択
- 温暖化寄与率が低い「低 GWP 冷媒」*やノンフロン機器を選択（廃棄時にはフロン類を適正に回収・処理）

*GWP：地球温暖化係数（CO₂ を 1 とした場合の温暖化影響の強さを表す値）。この値が小さく温室効果が小さい冷媒のこと。

市民の取組

小金井市環境配慮指針 ●ページ参照

- ・環境に配慮している事業者のサービス・製品を優先的に選択します。

事業者の取組

小金井市環境配慮指針 ●ページ参照

- ・設備更新時には、省エネルギー性能が高い設備や再生可能エネルギー設備を導入します。
- ・省エネ改修について情報を収集し、実施を検討します。建築物の新設にあたっては、ZEBを検討します。
- ・冷蔵・冷凍設備や空調設備を導入・更新する際には、代替フロンを使わない製品を検討し、廃棄の際にはフロン類を適正に処理します。家電等を販売する事業者は、購入者に適正処理の重要性や代替フロンを使わない製品について情報提供します。
- ・環境マネジメントシステムの導入・活用を進めます。

7.3 移動における低炭素化の推進

＜取組指標＞ ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	現状値	目標値
カー・セーブ・デー参加企業数	●●企業・団体(2019年度)	
・・・		

7.3.1 交通手段の転換の促進

公共交通機関をより利用しやすくするため、コミュニティバスの既設路線の見直しを行います。

また、自転車や徒歩による移動を選択しやすいよう、幹線道路における空間確保や自転車駐輪場の整備を推進したり、シェアサイクルの導入を検討します。

7.3.2 自動車の低炭素化の促進

自動車を利用する際の低炭素化（低燃費化）を促進するため、次世代自動車の性能や効果、各種補助金制度等の情報提供を行います。

また、公共施設への急速充電設備や水素ステーションの整備、主要な商業施設等と連携した整備等、次世代自動車を利用しやすい環境づくりを検討します。

次世代自動車の種類

- 天然ガス自動車
- クリーンディーゼル車
- バイオ燃料対応車
- ハイブリッド車
- プラグイン・ハイブリッド車
- 電気自動車
- 燃料電池自動車
- 水素自動車

市民の取組

小金井市環境配慮指針 ●ページ参照

- ・移動手段として、自転車や徒歩、公共交通機関を優先的に利用します。
- ・自動車を買い替える際には、環境負荷等の情報も比較し、積極的に次世代自動車を購入します。

事業者の取組

小金井市環境配慮指針 ●ページ参照

- ・通勤手段として、自転車や徒歩、公共交通機関の優先利用を推奨します。
- ・社用車の買い替えの際には、積極的に次世代自動車を購入したり、カーシェアリングの導入を検討します。
- ・カー・セーブ・デーの取組に積極的に参加します。

7.4 気候変動適応策の推進

＜取組指標＞ ※現時点の候補として示すものであり具体は今後検討

指標	現状値	目標値
市ホームページへの気候変動適応に関する情報提供ページの作成	—	
・・・		

7.4.1 気候変動に関する普及啓発

本市においては、気候変動によって、農業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、国民生活・都市生活の各分野に影響が出ることが想定されます（表 7-1）。

今後、市民や事業者とも連携して適応策を進めていくにあたり、気候変動適応に対する関心を高め、日常生活や事業活動との関係を認識してもらうことが重要です。そのため、まずは市のホームページや広報紙等様々な媒体を通じて、気候変動による影響や適応の必要性、適応策の内容について普及啓発を行います。

表 7-1：気候変動による影響

分野	大項目	小項目	国の評価		
			重大性	緊急性	確信度
農業・林業・水産業	農業	果樹	○	○	○
		園芸作物（野菜）	—	△	△
		病害虫・雑草	○	○	○
	その他	農業生産基盤	○	○	△
		農業従事者の熱中症（死亡リスク）	○	○	○
		農業従事者の熱中症（熱中症）	○	○	○
水環境・水資源	水環境	河川	◇	□	□
		水供給（地表水）	○	○	△
	水資源	水供給（地下水）	◇	△	□
自然生態系	陸域生態系	人工林	○	△	△
	淡水生態系	河川	○	△	□
	生物季節	生物季節	◇	○	○
	分布・個体群の変動	在来種	○	○	○
		外来種	○	○	△
自然災害・沿岸域	水害	洪水	○	○	○
		内水	○	○	△
健康	暑熱	死亡リスク	○	○	○
		熱中症	○	○	○
		感染症	○	△	△
産業・経済活動	産業・経済活動	製造業	◇	□	□
		エネルギー需給	◇	□	△
国民生活・都市生活	インフラ・ライフライン等	水道、交通等	○	○	□
		その他	暑熱による生活への影響等	○	○

※凡例は次のとおりです【重大性】○：特に大きい、◇：「特に大きい」とは言えない、—：現状では評価できない
【緊急性】○：高い、△：中程度、□：低い、—：現状では評価できない
【確信度】○：高い、△：中程度、□：低い、—：現状では評価できない

出典：第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画 骨子案

7.4.2 気候変動に関する影響の把握

自然環境分野の活動団体、事業者団体、農業従事者等と連携し、市域で現在既に起こっている気候変動による影響の現状について把握します。水環境や自然生態系については、水質や動植物のモニタリング調査により影響の度合いや変化を把握します。これらに関する情報は、適宜提供し、市民や事業者の備えを促します。

7.4.3 気候変動による影響・リスクの低減

気候変動による影響やそれにより引き起こされるリスクの低減を図るため、適応策の技術動向や国・都の政策、市民や事業者が実施可能な対策に関する情報を収集し、情報提供します。

既に起こっている影響への対策として、自然災害対策（防災や災害時の対策強化）やインフラの点検及び計画的な修繕、ライフラインの確保等を進めます。また、気温上昇による熱ストレス抑制のため、みどりの保全や緑化（→基本目標 1 参照）によるヒートアイランド対策を推進するとともに、熱中症対策に関する情報提供や学校での熱中症事故防止対策を推進します。

市民の取組

小金井市環境配慮指針 ●ページ参照

- ・気候変動による影響やリスクについて正しい情報を収集し、「自分ごと」として把握します。
- ・災害発生時の行動を確認し、備えをします。
- ・熱中症・感染症の予防に努めます。

事業者の取組

小金井市環境配慮指針 ●ページ参照

- ・気候変動が事業活動に与える影響を把握し、企業としての適応策を検討します。
- ・災害発生時の行動を確認し、備えをします。また、自然災害発生時に建物の倒壊・破損や倒木等が起こらないよう、日ごろから点検等を行います。
- ・事業活動中の熱中症・感染症の予防に努めます。